

## 第2節 開かれた行政への取組み

### ① 現況と課題

- (1) 町民主役のまちづくりを推進する上で、広報・公聴活動は、行政情報を周知することはもとより町政への理解を深めてもらうための重要な伝達手段です。
- 本町では、行政情報をわかりやすく伝えるため、毎月1回「広報たちあらい」を発行し、ホームページにも防災情報、避難場所やくらしの情報など生活に密着した情報の提供を行っています。町民との協働のまちづくりを進める上で、町政に関する情報を町民と共有していくことが重要となってきます。
- (2) 町政に関する情報を公開することにより町民のご理解と信頼を深めるために、平成17年に情報公開条例を制定しました。
- (3) 町民の意見を広く聴取しニーズを取り入れるため「ご意見箱」を設置するなどして、開かれた町政運営を行っていきます。また、インターネットなどの情報機器を活用するなど、多様な公聴手段の確保が必要です。

### ② 基本方針

町民の「まちづくり」への気運を高めるため、町政懇談会、まちづくりシンポジウムなどを開催することにより、町民の声を直接反映させる必要があります。今後は一方的な情報提供ではなく町民と行政とがお互いに情報をやり取りできる仕組みづくりに取り組んでいきます。

### ③ 施策の内容

- (1) 広報活動の充実
- ①行政情報を読みやすく分かりやすく伝え、町民に親しまれる広報誌を目指します。
  - ②ホームページの刷新により内容の充実を図り、時間や場所に制約されない情報提供に努めます。
- (2) 情報公開の充実と個人情報保護
- ①町民参画によるまちづくり活動を支援するため、まちづくりに関する情報を提供し共有化に努めます。
  - ②諸計画策定にあたっては、広報誌などへの公表に努めます。
  - ③町民に対する情報公開制度の周知と個人のプライバシー保護を念頭に置きながら、情報公開制度の適正な運用を進めます。

④個人情報の保護のもと、透明性のある行政運営を図るため町ホームページ等での町長交際費の公開を行います。

また、町長マニフェスト<sup>\*</sup>については、年1回検証し、広報誌等を利用するなどし、情報提供に努めます。

### (3) 公聴活動の充実

①市民や企業を取り込んだまちづくりを推進するため、懇談会やシンポジウムなどを開催し様々な意見やアイディアの収集に努めます。

②市民との対話集会などを行い、市民の意見などを町政に反映できるよう努めます。

③インターネットなどの電子媒体を活用した広報・公聴活動の充実を図ります。

## 4 成果指標

単位：千件

内 容	現 状（平成20年度）	中間年次（平成23年度）	目 標（平成30年度）
ホームページ 閲覧件数	106	120	150

## 5 計画事業

- ①広報「たちあらい」発行事業
- ②ホームページの充実・運用
- ③マスコミなどへの情報提供
- ④町政を聞く会など懇談会事業

